

空家等対策に関する協定の締結

千曲市では、空き家対策推進のため、市内にある空き家に関する相談体制の確立や、空き家の「利活用の促進」「発生抑制」「適正管理」などを目的とし、法務・建築等に係る専門家団体と協定を締結します。

●締結式

1 日 時 令和5年7月 31 日(月) 11 時から

2 会 場 千曲市役所3階 301 大会議室A・B

3 協定締結団体

協定締結予定団体	協力内容
長野県弁護士会 上田在住会	相続に関する相談 空き家相談会への協力
長野県司法書士会 長野支部	相続登記に関する相談 相続人調査への協力 空き家相談会への協力
公益社団法人 長野県建築士会 埴科支部	特定空家等の調査への協力 空き家相談会への協力
長野県土地家屋調査士会 長野支部	土地や家屋の登記や境界確定に関する相談 空き家相談会への協力
公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会 上田支部	空き家や解体跡地の売買や賃借等の相談 空き家相談会への協力

4 主な連携協定の内容

- 各団体は、市が実施する空き家相談会に相談員として会員を派遣すること
- 市は、所有者から専門的な相談を受けたときにそれぞれの窓口を紹介すること
- 市は、各団体が実施する相談事業等の業務を市民に広報すること
- その他、連携及び相互協力が必要と認められる取組に関すること

本件に関する問い合わせ先

千曲市建設部建築課空き家対策係（課長）清水理（担当者）飯島信也
電話(代表)026-273-1111(内線 3222) メールアドレス akiya@city.chikuma.lg.jp